

## 第 181 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：令和 7 年 9 月 17 日（水）10:19～14:03

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出 席 者：

〔提案募集検討専門部会〕 大橋洋一部会長（司会）、勢一智子部会長代理、石井夏生利構成員、伊藤正次構成員、宇野二郎構成員、大橋真由美構成員、高橋滋構成員

〔政府〕 稲原浩内閣府地方分権改革推進室長、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官、山谷英之内閣府地方分権改革推進室参事官、川口真友美内閣府地方分権改革推進室参事官、福西竜也内閣府地方分権改革推進室参事官、久保雅寛内閣府地方分権改革推進室企画官、松田和香内閣府地方分権改革推進室企画官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和 7 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

### ＜通番 19: 建替えを伴わない団地集約の場合においても公営住宅の明渡請求を可能とする見直し(国土交通省)＞

（大橋部会長）公営住宅法の35条というのは「公営住宅の整備を促進し、又は」とあるので、量的な拡大または質的な向上のどちらかがあれば足りると思料する。今回のこの建替事業は、確かに前者の量的な拡大は満たさないかもしれないが、問題になるのは居住環境の整備というもう一つの公共性を満たすかが問題だと考えている。

その場合に、前回も主張したが、老朽化し入居者が少なくなっている公営住宅があったときに、他方で、移転前の公営住宅よりも内容的に優れた公営住宅があったとすれば、入居者を移転させることは居住環境の改善に当たるのではないかという考え方である。例えば、バリアフリー改修が実施されている公営住宅にそういうものがない時代の公営住宅から移っていただくとか、老朽化して設備や住居が非常に陳腐化している公営住宅から、居住環境を向上化したところに移転させるということは、新規に建物を建替えるということをしていなくても、入居者にとっての居住環境の向上につながると思料する。

第 1 次ヒアリングから御指摘があった入居者の居住環境を低減させないための保障措置を講ずるところは前回から前提にしており、そのような前提があった上で質的な向上が認められるのではないかと考えており、35条のもう一つの要件を満たすという観点からすると、決してこれは公共性がないということではなく、現行の公営住宅法のスキームの中でも説明ができるものではないかと考えている。

後段のところで御指摘があった、市の財政という非常にグローバルな観点で考える方法を我々はとっておらず、非常に老朽化しており、住んでいる人が少なくなっていて、入居者にとっても居住環境が悪い公営住宅が残っており、こういった公営住宅が集約できないという問題を抱えた自治体にとっては、他方にもう少し居住環境の良い公営住宅があって、そこに保育園やほかのいろいろな施設があって、そこに集約することによってまちづくりの構造として全体を底上げできるということであれば、まさに住宅局や都市局が考えるような政策の問題で、別に都市経営全般というようなマクロな話ではないと思料している。そうであれば、もう少し粘って検討いただかないと、量的な拡大のときのスキームのままだと、集約という課題を抱えた自治体は非常に多く、年を追うごとに喫緊の課題になっていくことは明らかなので、難しいのは承知の上で、第一歩として何か

工夫ができないか。

(国土交通省) 公営住宅法は平成8年に改正しており、当時、住宅も多く建っていて、人口や世帯数も非常に増加している時代の背景からすると、今後、人口も世帯数も減少期に入り、既存のストックをどう使っていくかという中で、事業手法として建替えだけにこだわるのかということは御指摘のとおりかと思う。一方で、居住権を制限するというのは非常に重く、明渡請求を可能にすることについては慎重に検討しなくてはならないと考えている。ただ、建替えだけしか事業手法として認めないというところについては、議論の余地はあると考えている。

(大橋部会長) 自治体から多くの要望が実際に上がってきて、ニーズがあるということだとすれば、この問題を併せて検討していく必要があるのではないか。その場合に、御心配があるのであれば、前回から主張している居住権の保護の要件のつくり方を丁寧に検討して、法制的に問題のない形にしていくことが第一歩で、ここから始めないと、都市の集約の問題やこれからコンパクトシティ施策における公営住宅の位置づけが重要な課題になる中で、今回の提案は追い風になるのではないかと思うので、要件面での工夫を自治体の関係者から聴取して、御回答いただきたい。

(国土交通省) 自治体経営の逼迫という観点からすると、我々としてはかなり重い課題になるが、公営住宅の範囲でこういった形で居住環境を改善すれば自治体としても使いやすい制度になるのかは検討したい。一方で、居住権の制限ということなので、当然法制的な検討も非常に慎重にしないといけないため、少しお時間を頂きたい。

(大橋部会長) コンパクトシティという政策自体が、ある意味で都市政策を通じて自治体の経営のことを考えるという、ウィン・ウィンの関係をつくる施策であることから、自治体経営観点というよりは、こちらから住宅施策を展開することによって、結果として自治体経営にも資するということになれば、なおさら広く許容されるような政策になるのではと思料するため、ベクトルの向きを逆にして御検討いただきたい。

(高橋構成員) 自治体の話が出た。1次ヒアリングでも依頼していたとおり、具体的に自治体の声を聴取したか。

(国土交通省) 現在、自治体に建替えの状況等についてのアンケートを行っている。まだ集計が終わっていないので、結論が出たらお示しする。

(高橋構成員) 公営住宅法35条の公営住宅建替事業に関するアンケートか。

(国土交通省) 任意建替えも含めた建替え全般に関するものである。

(高橋構成員) 現行法の枠内でどう行われているかということか。

(国土交通省) 然り。建替事業の実態を調査しているものである。

(高橋構成員) 自治体の団地経営の全体で老朽化の問題がどのぐらい影響を与えているかという調査ではないということか。

(国土交通省) 自治体経営の観点では実施していない。

(高橋構成員) 経営ではない。自治体の団地の状況として、老朽化の問題がどのように団地の運営に、経営ということではなくて団地の管理についてどういう影響を与えているかという調査ではないということか。

(国土交通省) 団地の管理の観点は入っていない。

(高橋構成員) そこを聴取いただきたい。老朽化等で総戸数が100戸の住宅が20戸しか入っていない状況は団地管理にどういう影響を与えるかということ、事務局と共に実情を調査していただきたい。

(国土交通省) 事務局と相談しながら対応していきたい。

(高橋構成員) 大橋部会長がおっしゃったが、35条の要件の拡張という形で御検討いただくのも重要だと思料するが、世の中の状況、公営住宅の意義、任務というものも大きく変わってきている。もともと国についてもUR

が持っていた賃貸事業の位置付けはどんどん変わってきている中で、自治体の賃貸住宅の在り方についても一つの論点である。そういう観点からすると、これまでの御説明は、現行法の枠内での対応が中心であったのに対し、世の中が変化する中で、公営住宅法の公共性の考え方が今の世の中にどうマッチしていて、どこを変えなくてはならないかということも含めて考えていただくことが重要だと思う。今回の提案は法律改正の提案なので、分権一括法や個別法で法律改正していただくことを御検討いただきたいが、如何。

(国土交通省) 公営住宅法を改正したのは平成8年と申し上げたとおり、既に改正から30年たっており、そういう意味では公営住宅の世界も、例えば公営住宅法は収入だけで入居者の困窮度合を測るが、収入だけで困窮を見ていていいのかという議論があったり、民間の賃貸住宅については、改正住宅セーフティネット法を今年の10月から施行するが、これは民間のNPOなどの力を借りて居住の安定を支援するという仕組みになっていること等を踏まえると、公営住宅法の見直しについても、議論は始めなくてはならないと思っている。その際には、公営住宅法の役割を今の時代に合った形で見直す必要があり、当然その中には自治体における経営の観点も入ってくるかと思う。

(大橋部会長) 今日はいろいろ問題点を御指摘したので、是非自治体の方の声を、事務局を通じて聴取し、御検討いただければと思う。

(高橋構成員) 今年度で検討を終了させることや、2次ヒアリングで終了させることは考えずに、さらに御議論させていただくことを前提にお願いしたいと思う。

(国土交通省) 承知した。

#### **<通番7：マイナンバー制度等における情報連携の活用によって申告書の提出等を不要とする見直し（デジタル庁、総務省、厚生労働省、国土交通省）>**

(大橋部会長) 今回の提案の趣旨は、マイナンバーなどを活用して書面による収入申告以外の方法も検討していただきたいということだが、御説明いただいた第2次回答を踏まえると、提案を実現する方向で検討していただけという理解でよろしいか。

(国土交通省) 然り。

(大橋部会長) その場合、住民の負担なども軽減され则认为しているが、本年度中に措置できるという理解でよい。

(国土交通省) 我々としては本年度中に対応したいと考えている。ただ、各自治体が体制を整えるには、恐らくもう少し時間がかかると思われる。

(大橋部会長) 毎年行っている収入申告はかなり定例的なものであり、初年度のように網羅的に調べるものでもないと思われる。現時点で提案を実現する方向で検討するというときの具体的なポイントをもう一度整理して説明いただきたい。

(国土交通省) 公営住宅法上は、例えば1月に急に病気になって働けなくなったときには収入が減るが、マイナンバーで収入状況を確認すると去年の収入が当てはめられ、とても払えないような家賃が設定される場合がある。そういう場合、今までは入居者が収入申告に来られるので、その場でいろいろな相談も受けたりしていたが、収入申告に来られないということは、入居者の状況は入居者の側から申請していただかないと自治体側が把握できないことになるため、減免制度等の周知が従前より大事になってくると考える。

(大橋部会長) 日々の実務を行っている地方公共団体からこういう提案が出てくるということから、マイナンバー情報を活用すれば行政負担も相当程度減らせるのではないかとと思われる。マイナンバーの活用に対して懸念があったようなものが8割、9割を占めるということではなく、一定量以下のものであれば、懸念に対応しつ

つも、大方のところはこのような形で進められるということが確認できれば、提案の実現に進めていけると思うので、事務局を通して自治体の方との意見交換をしていただいて、懸念点の払拭に努めながら、是非提案を実現する形で前向きに検討いただきたい。

(国土交通省) 是非とも前向きに検討したい。

(大橋部会長) 1点気になっているのが、公営住宅法を拝見すると、家賃に関する事項は条例で定めるという形になっている。ほかの市の条例を幾つか見たが、収入申告しか書いていないような条文の書きぶりになっているため、条例は書面を前提にして定められていると思われる。そのため、今言ったような形でのマイナンバーを活用するとすると、条例の書き方も変わってくるものと思われる。最終的には地方公共団体が地方議会で定めることなので、国がどうこうということではないが、同じ問題が全国に今後も波及すると思料されるところ、主務官庁として留意点のようなものを示していただきたいと思っているが、検討を始めているという理解でよい。

(国土交通省) これから検討したいと考えている。

(大橋部会長) 承知した。他の意見は如何。

(高橋構成員) 大変有り難い御回答で、その方向で検討をお願いしたい。申請主義について概念論争をするつもりはないが、マイナンバー利用について同意さえ得られれば、これは貴省がいう申請主義の中にも入るのではないかと。私は別にそこまでは申請主義が求めるところではないと思うが、そういった意味では特別な事情については職権で対応したり、別途申請を求めたり、いろいろやり方はあると思うので、是非広めに御検討いただきたい。

(大橋部会長) 第1次回答を拝見したときに、事業主体の裁量によって、場合によっては申請書の提出によらないような申請方法も考えられるということをおっしゃっていて、確かに原則は書面で、それから書面に代わる代替ということで市民の側からのアクションをベースに構築するのだとしても、もうそれは毎年繰り返しているのではっきりしているとか、ほかの業務の関係で担当部局が押さえている場合で、そのようなときには場合によっては職権で減免認定なども可能なのかと思うが、そういう点もスケジュールの中には入っているという理解でよい。

(国土交通省) 一部は職権で対応することはできると思うが、マイナンバーのシステムを用いた場合、減免の背景を把握することが難しくなると思われるので、丁寧に対応したい。恐らく、なぜ減免が必要かという事情を把握することのほうが実際には難しいのではないかと考えている。

(大橋部会長) 承知した。マイナンバーを活用した運用を可能にするようなことはどのようなことが前提になるのかも是非一緒に検討いただきたい。

## <通番 22: 前任の教育長が辞職した場合等における補欠の教育長の任期に係る残任期間の規定の見直し(文部科学省)>

(大橋部会長) 首長の任命権という考え方について、首長の任期のほうが教育長の任期よりも長いため、首長は自分の在職期間中に教育長を1回選ぶ機会を持っており、その任命の機会がいつ来るかというのは、前任者が定時で従前と同じように推移したときの事実上の不利益まで含めて任命権の制約という考え方は、様々な問題があるのではないかと考えるが、如何か。

(文部科学省) 平成26年にこの首長の任命権、任期を3年と定めるときの法改正を担当していた。その際、大変な議論の末、総合教育会議の設置と任命権、任期3年ということが決まったという経緯がある。

当該提案による改正によって、首長が従来の制度であればこの日に任命できると思っていたにも関わらず、

前の首長の選択によって、自分の任命は3年後まで待たないといけなくなるというのは、首長の任命権の制約に関わる大きな問題である。これは文部科学省との間の規制緩和というよりは、任命をする首長、教育委員会、議会同意をする議会の関係に係る問題であり、議会からは議会同意というチェックを先延ばしにするのがいいことなのかどうなのか、そういう種類の議論だと思っており、そういった意味で、任命権を前市長の判断で遅らせる可能性がある改正は影響が大きく、如何なものかという感覚を持っている。

(大橋部会長) 当該提案は、残任期間という形で一律に強制するような仕組みになっていると、在任期間がすごく短い方を補欠でお願いしなければならないことや、教育長は教育行政のトップで非常に重要な方であり、どこの現場でも多くは校長先生で識見のある教育に詳しい方を据えたいものの、運用上一律のやり方では制約があるということが、この提案の背後にはあるのではないかと考える。

実際にこのような状況があるのであれば、自治体が望めば残任期間という考え方によらないことを選択できる制度もあり得るのではないと思うが、如何か。

(文部科学省) 首長と議会がほぼ対立がない自治体と、そうではない自治体がある。選択制は議会と首長の関係が安定している自治体には良いが、そうではない自治体では議会同意人事が大きな火種となりうる。議会と市長が対立をしている、あるいはもう次の市長候補が構えているという自治体で、前の市長が自由に決められるという裁量を与えてしまうことは、恣意的に運用される可能性がないとは言えない。

また、新しい首長が教育長を任命できるタイミングが遅くなる可能性があるご提案による改正は、早く新しい自分の意にかなった人を教育長に任命をして教育改革を進めたいという首長が多くいる中で、慎重であるべきである。

(大橋部会長) 本制度は議会の議決が前提となっており、そこを無視して首長が勝手に選べるという仕組みにはなっておらず、あまり危惧する必要はないのではないか。

こういう提案が出てくるということは、現行の制度では、例えば短い期間しか任期がない、身分保障がないような場合は就任を断られるリスクがあり、実際に人事が進まないという懸念、支障があるということではないか。そこに目をつぶって現行制度を続けるより、選択制にして選択肢を広げることは、最適な方を教育長に迎えたいという現場の意向を実現する意味があるのではないと思うが、如何か。

(文部科学省) 我々が危惧するのは、今、首長と議会は安定しているが、次の市長選で別の有力な人が出馬した場合、前の体制で決めているため、3年間は教育長を替えられないということが起こり得るということである。制度をつくるに当たっては、あらゆる可能性を考える必要があり、首長と議会の関係がよい自治体を前提として制度を設計することは難しい。

(高橋構成員) 選択制は、原則補欠の任期は残任期間とし、特別な事情がある場合については、任期を3年とできるものである。首長には説明責任があり、具体的に議会に説明ができなければ、そのような選択は取れない。そうした意味で、議会の同意という制度的な措置を取れば、危惧することにはならないのではないか。

また、教育長の制度は他の地方公共団体の行政委員会と異なるため、制度変更の余地があるのではないか。実際、国家公安委員会の委員長も大臣が替われば替わるが、独立性は保障されている。教育委員会の独立性の保障は他の委員が非常勤の委員として安定して運営に参加することで担保されており、教育長は首長との関係性で特別な地位にあるため、その特別な地位に着目して任期も色々考えられるのではないか。内閣法制局も説明すれば通ると思うが、如何か。

(文部科学省) 保障は議会同意によりなされるというが、前の体制では同意したが、次の体制では同意できないような事態も起こり得る。そういう意味では、1度この体制で議会同意を得たため、それに基づいた制度で問題ないということは、違うのではないか。

また、この話は平成26年改正で始まった話ではなく、任命のタイミングや、在任期間についての話は以前からあり、法改正のタイミングで任命時期をリセットすることも猶予期間として可能であった。そうした自治体もあったと思われるが、そこでやらなかった自治体は、引き続き今までどおり残任期間の問題がある。

加えて、教育長と教育委員で教育委員会を構成し、教育委員会という執行機関の意思決定はその過半数で決めるため、それが常勤か非常勤かによって合議制のメンバーにいつ加わるのかについて、教育長は例外としても構わないという理由にはならない。他の委員会制度に例がないことは、法制的に説明がつかないということかと思っている。

(大橋部会長) 単独の自治体が提案しているものではなく、複数の提案団体から提案されているということは、現場でこの新制度を動かしてみると使い勝手が悪いところがあるということの訴えだと思う。具体的にいえば、例えば残任期間が短く、その後1回議会にかけて、また新しい人を選ぶやり方は市民との関係で非常に安定性がないと感じている自治体もあれば、選任が非常にしづらいと言っている自治体もある。現行は少なくとも任期の始期を動かす可能性を与えていないことから、その選択肢を与えることは、分権の観点から大事なことだと思う。

任期の始期を縛る仕組みになっているため、制度を廃止し、こちらに変えてくださいというのではなく、選択制を認めるようお願いしている。選択制を認めるためには長はその人を選ばなければならず、議会もそれに同意しなければいけないということは当然この制度の前提にあり、そこを素通りして誰か連れてきて就任させるということは言っていないため、保障措置がある上で選択肢を与えて自治体ごとのやり方を認めてあげるということは、あり得ることなのではないかと思う。是非御検討いただきたいと思うが如何か。

(文部科学省) メリット、デメリットの比較考量だと思う。恐らくメリットは手続上の簡略化ということになるが、これは自治体内の権限の均衡関係に影響するものだと思っており、手続のメリットが、自治体内の権力関係に影響することより大きい小さいかという観点から、なかなか法制的に困難ではないかという感触を持っている。任命と議会同意手続は、むしろ民主主義のチェック機能を働かせる場であり、それが減ったほうがいいのかどうかはまた議論もあるところであり、法制的には難しい話ではないかと思う。

(大橋部会長) 人事案件で、校長先生を連れてくるときに、前の人の関係で半年後にはあなたは辞めてもらいますよという形で話を持ってこられた際に、そんな中途半端な仕事は嫌だと思い断ることがあれば、人事は成立しない。そのようなことが実際に可能性としてあり、人事がやりにくくなっているということは、人事権を制約している状況であるため、残任期間ではなくてきちんと3年間やってくださいということであれば選任しやすいということは、十分考えられる。

人がいて、人が来てくれてということで成り立っている仕組みであり、選任の際に支障があるのだとすると、その制約を取ることは制度設計の上で重要な観点ではないかと思うが、如何か。

(文部科学省) 市長から沢山人事の相談をいただき、人事の観点からこちらでも人を送るかどうかを議論してきた。そのときには、教育長の任期の残任期間よりも、市長の任期はあと何年あるのか、議会との関係はどうなっているのか、何年程度この市長の下で働けるかということを判断し、人事の相談をしていた。実際にはそちらのほうが重要であって、任期中に市長が誰になるか分からないが、あと残り3年あるからあなたの身分は安定ですよというよりは、その市長の下で働くのか、市長はいなくなってしまうかもしれないのかということのほうが、人事上は気にされることかと思う。

(大橋部会長) 実際に提案がでていることから、こういう話は現場であるのではないか。

(文部科学省) ないとは言わないが、残任期間とどっちが大事かという話をしたときに重要な要素として、市長は何年間いるのかということは、かなり大きな判断材料になってくる。

(大橋部会長) 現場で支障があり、提案が出てきているのだとすれば、それを考えてあげる必要があるのではないか。

(文部科学省) デメリットが大きいと難しいと考えている。

(大橋部会長) デメリットとは何か。

(文部科学省) 恣意的に前の市長の体制で次の市長の任命権を制約することが当たる。

(高橋構成員) 恣意的に任命権を制約することは議会が認めないと思うが如何か。

(文部科学省) 議会の構成も違い、次の市長となった際に議会が一体かそうでないかということは、市長が代わった瞬間に変わると考える。また、他の行政委員会についても前任者の残任期間とするとなっている中で、選択制という形にしてしまうと、市長との関係で、議会同意の機会が1つなくなってしまう。そうすると、他の行政委員会はその機会が複数あるにもかかわらず、教育委員会は1つ減るため、民主的なコントロールという意味において、相当課題があるのではないかと考えられる。

(宇野構成員) 元々制度設計をされた際に委員の任期が4年、教育長が3年と任期をずらした。少なくとも次の市長の任期の中で1回任命機会があればいいという判断でこういう法制度になっていると思う。それを前提とする場合、ご提示の例にあるように任期が延びたところで任命機会については1回は必ずあるわけで、今の説明には疑問がある。確かに次の市長選に勝てないと思ったときに、6か月前に恣意的に辞職させるということがあるのだとしたら、それはあり得るのかもしれないが、そもそも恣意的に辞めさせることが許容された法制度になっているのか。

(文部科学省) 恣意的に辞めさせるという制度はない。ただ、辞職がどういう理由で行われたかということは本人の説明以外にないため、それを本人がそう言わないから安心だということで本当にいいのかということは考える必要がある。

一方で、4年の任期のうちに1回任命できればいい、それは教育長の任期を4年より短くするときに、2年なのか、3年なのかということを決める際に、3年という考え方としてそういう理屈を取ったが、その結果、法制度全体として見れば、事実上このタイミングで任命の機会が来るという時期があり、実際に首長の目の前にある任命のタイミングは結果としてずれる効果を持つということについては、危惧する必要があると思う。

(宇野構成員) 少なくとも6か月前に恣意的に辞めさせるということが、事実上できるのであれば、新しく市長になっても恣意的に辞めさせることもできる。恣意的に辞めさせることを前提に、今、法制度について議論していることが不思議である。

仮に現在の教育長が選挙の6か月前に辞めるのであれば、その人が選挙後も2年半在職しているということが既に分かっている状況で選挙することになる。文部科学省が危惧していることは、最悪な政治状況の中のことはあるのかと思うが、それを前提に制度全体について議論しているということについて違和感を覚えるが、如何か。

(文部科学省) 恣意的に辞めずとも、たまたま市長の任期の半年前に終わる人はいる。そのときに、それは残任期間で終わるはずだったのということ、どういう辞め方であろうと起こり得ることだと思う。

極めて珍しいケース、最悪なケースを想定しているというよりは、平成26年の改正の議論にあたっては、教育委員会は執行機関として残すが、どれぐらい首長に関わってもらうか、権限を与えるかという議論をし、その重要な要素が任命権であったにも拘らず、結果的に任命のタイミングを遅らせるような選択肢をつくるような話であり、そこを制度として非常に気にしている。

(稲原室長) 文部科学省の主張するケースもあるだろうが、そこを含めて結局はどのような形で人事提案を首長がして、それを議会が同意するかというケースに尽きると思う。

単に残任期間を変えて3年にしろということを行っているわけではなくて、どちらかそのときの選択によって現にいる首長が提案できるようにしておけばよいのではないかという話である。先ほど高橋構成員から原則残任期間で特別な場合には3年というお話もあったが、その説明を尽くした上で、それで議会が納得しないと

いう形なのであれば、議会が納得するような形で調整されていくと思う。今、残任規定があることによって支障が生じている自治体が現実であり、教育行政の教育長の任命に係る規制緩和という形で選択制が取り得ないのかということは考えていただきたいということが我々どもの非常に強い思いである。

選択制にしてしまうと非常に最悪なケースに行ってしまうということが論理必然のようにお考えいただくのではなく、そこは議会との調整過程において、その自治体の首長と議会が置かれている関係においてより最適なものに近づいていくという調整過程もあるということは、お分かりいただきたいと思う。

(文部科学省) 御指摘のとおり、手続的にデメリットがあるということは、実際にあると思う。そこを改善するメリットとそこから生じ得るデメリットのどちらが大きいのか、そのうち立法事実はどこまでなのか、法制的に可能かどうかという判断にもなってくるが、我々としてはデメリットのほうについて特に問題がない、クリアできるということを提案者の側からいただいているわけではないため、それを踏まえ今後のメリット、デメリットを検討すべきと考えている。

(大橋部会長) 提案が出てきているということは、実際にこれを運用していてやりづらくて使い勝手が悪いというデメリットは、一定は出してもらっているということだと思う。それを前提に、なおそれでも耐え忍びなさいというほどの理由はあるのか。選択制を前提にして、現場がそれを選んで、その場合に首長と議会がそれを認めるということではしか制度が進まないという保障措置がある上で、なおこれは実現できないことなのかどうかは、まだこちらも承服できない部分が沢山残っているため、引き続き検討いただきたいと思う。

(高橋構成員) 100%イレギュラーで弊害がない制度は人間の制度である以上はあり得ない。そして、お話を聞いていると、極めてイレギュラーなケースについてこうだったら大変だからと主張されている。しかし、首長の提案について議会がしっかり審議をして、それが合理的かどうかをきちんと決められる制度に仕組んでおけば、よほどのひどい事例以外は、それは考慮すべきものではないのではないか。むしろ全体として制度がうまくいくようにという形で制度設計をしていただくのが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を所管されている文部科学省の1つのあるべき姿ではないかと思う。是非その観点から御検討いただければ有り難いと思う。

(文部科学省) 今起きている不都合を改善すればメリットがあるということは承っているが、首長の任命権を制約する効果を持つデメリットへの対処について提案者の側からも御提案をいただいた上でなければ、立法事実としてそれが法制的に可能なのかということは検討しづらいため、その点をお願いしたい。

(大橋部会長) 首長の任命権という話が出てきたが、法制的に見ると、首長は自分の任期中に教育長をきちんと任命する機会を1回は持つことを保障するということをもって任命権であり、それ以外でおっしゃっていることは事実上のものでしかなく、本当にそんな任命権はあるのかということが、お話を聞いていて疑問である。現場でそういう言い方をしているのかもしれないが、一般的にこれは任命権の侵害ですと言うと、首をかしげる人のほうが多いと思う。この点も含めて御検討いただければと思う。

#### <通番 10-1: 租税特別措置に関する市町村事務の見直し(被相続人居住用家屋等確認申請書における市町村の確認の省略及び添付書類の簡素化)(国土交通省)>

(大橋部会長) 第1次回答は、市町村は既に実態調査等を実施しているため、新たな負担が生じるわけではないとの趣旨の回答だったが、第2次回答を拝見すると、実態調査が必要になる場合もあるため、市町村が確認書交付事務を行うことがふさわしく、税務署が行うのは適さないという趣旨の回答だったと思う。

他方で、国土交通省から地方公共団体宛てに実務上の参考として発出されているQ&Aなどを見ると、ヒアリングは必ずしも行う必要はないということが書かれており、実際に提案団体に聞くと、ヒアリングは実施していないとのことだった。また、ほかのQ&Aでも、住民票と実態のどちらを優先するべきかという問いに対して、確

認事務については実態調査を行うことまでを求めているものではなく、飽くまでも申請者が提出した書類をもって御対応いただくことを想定しているという形でQ&Aが終わっている。

何を言いたいかというと、少なくとも今まで国土交通省から出している書類上では、実態調査は必要ないとされており、実際に市町村も実態調査は行わずにやってきたということなので、仮に市町村ではなく税務署が確認書交付事務を行うことになれば、非常に手続も簡素化されるし、市町村の負担も市民の方の負担も減ると思われる。前提がかなり食い違っているので、確認をさせていただきたい。

(国土交通省) 税の要件自体は、相続人以外に居住の用に供していた者が相続の前にいなかったことと、相続の後に事業の用や居住の用に供していないことなので、その確認をどこまでやるのかということと、確認方法としてどこまで外形的なものが許容できるのかという部分が論点だと思っている。

空き家政策全般に言えることだが、空き家を把握することは実務的に非常に大変であり、例えば、割り切って住民票で確認すれば良いのではないかという御意見もあるが、住民票を移さずに住んでいる方もたくさんいらっしゃるの、住民票の有無のみで空き家かどうかの判断はできない。空き家の定義自体については少し議論が必要かと思っている。

我々としては、空き家かどうかの判断においては、基本的には居住の用や事業の用に供しないことを確認していただきたいと考えている。それに当たって、自治体が外形的に判断できる場合には、外形的な確認方法も許容するということであって、外形的に判断できるものはすべからず要件に当てはまるということではない。飽くまでも、税の要件としては事業の用や居住の用に供しないということであって、必要があればヒアリングや調査をすることも想定される。

(大橋部会長) 提案団体からすれば、自分たちが行っている恒常的な事務は外形的なもので、今回御指摘があった実態調査を伴う確認方法が必要だという受け止めをしておらず、外形的な確認は税務署に移行したら良いのではないかと考えていたのが、ここに来て、本来実施すべき確認方法として、自分たちが理解していたものよりも重いものが示されているとすると、実態と合わなくなるため、きちんと確認いただきたい。もし今、自治体で実施されている確認方法がその程度のものだとしても、郵送手続を含めて市町村にかなりの負担がかかっていることは事実であり、この負担を軽減してほしいというのが提案の趣旨なので、外形的な確認については、税務署にお願いできないか。

特に、最近税務署のシステムがかなり改善されてきており、例えば、専用端末が必要だった事務について、令和6年から個人用の端末でいろいろ確認できるようになっているものもあるため、なおさら本制度の設立当初よりもオンラインでの対応状況が進歩していることを前提とすると、市町村を介在させる必要はないのではないかと提案も理解できるがそこは如何か。

(国土交通省) 自治体の空き家部局がヒアリングや調査を実施していないのは、自治体が日常的な空き家行政等である程度実態を把握していることを前提に判断されているものと思うが、税務署では日常の空き家政策のようなものは全く行われていないので、今の自治体の空き家部局が実施していないからといって、それだけで税務署に移せるわけではないと思っている。

(大橋部会長) 現在市町村が実施している確認も書面での確認が大半を占めており、書面の確認であれば税務署でも十分できることなので、税務署で確認をお願いしたいということである。書面での確認事務を税務署に移したとしても、これまで必要とされてきた確認事務と比べて実質的に欠けるものが出てくるわけではないと思うが、如何か。

(国土交通省) 繰り返しになるが、税の要件自体は電気やガスが止まっているということではなく、居住の用や事業の用に供していないということであり、それを説明する補強材料として公共料金の証明書等を使っている。

電気やガスが止まっていることと、居住の用や事業の用に供していないことには近い部分はあるが、必ずしもイコールではない。そのイコールではない部分を、即地的な地方行政の中で、空き家の実態を把握しているということと足し合わせて、税の要件に該当することを証明していただいていると思うので、自治体のベーシックな空き家行政を踏まえて外形的に判断しているというものを、外形的な部分だけを切り取って、税務署の事務として持ってくるのは難しいと思っている。

(大橋部会長) 実際には、市町村が書面の確認をベースに、要点のみを確認することで足りていると思われ、その場合は税務署に同じように実施していただきたいと考えている。また、そもそも非常に限定されたケースだと思うが、一定の心配事があるなど、特に実態調査が必要な場合には、税務署から市町村に聞き取りをすることが考えられる。それが今は書面の確認から実態調査まで、全部最初から市町村が実施してから、税務署に提出される流れになっている。現行の実務が書面の確認をベースにしていることを踏まえると、書面の確認の段階は相当簡素化できる印象を受けるが、如何か。

(国土交通省) 税務署でどれだけ確認体制が取れるかは、なかなか難しいのではないと思うが、先生のおっしゃる実態調査が必要ではないかという判断自体も、税務署は日常的に空き家行政をしているわけではないので、市町村が先に選別するほうが全体の手続としては円滑に行われることから、現行の仕組みになっている。

(高橋構成員) 全体効率の観点で見れば、税務署が例えばAI等を活用するなどして、形式的に審査をし、疑義がある箇所についてのみ市町村に照会する方が、合理的ではないか。

加えて、税務署が空き家行政に精通していないことを御懸念するのであれば、税務署がすぐに疑義のある対象を市町村に通知して、明らかにこれは虚偽の申請だと判明したら、市町村が適切に確認をして税務署に通知すれば、必要な事務手続は完結するのではないかと思う。

税務署の確認体制が取れるかどうかは国税庁との話なので、国土交通省であまり御心配いただく必要はなく、書面の確認を税務署に移せた場合に、空き家行政が適切に機能するかどうかをお聞きたいのだが、そこは如何か。

(国土交通省) 空き家政策はここ5年ぐらいで、まずは相当ぼろぼろの空き家からしっかりした政策をしていこうと始めたところなので、いわゆる相続空き家をどうやって政策の俎上にのせていくのかというのは、まさにこの税がトッランナーでやっているところである。そのため、AIを使ってやるなど、いろいろな情報を連携させることなどは、将来的な議論としてはあると思うが、今この制度の中に落とし込めるかということ、現状すぐには難しいと思っている。現状、確認事務として、ある意味手作業みたいなことを基礎自治体をお願いする仕組みになっていることについては、簡易なやり方等をこれから考えなくてはいけないと思っている。

(高橋構成員) まずは作業を税務署が行い、疑義が出た対象については市町村に照会をし、選別されたものについてのみ市町村が確認をすればいいという話だと思う。

現状の空き家に関する税法上の確認の仕組みや税の特例上の仕組みは、市町村から税務署に移し替えられるのではないかということが私の考えだが、それでは駄目か。

(国土交通省) そもそも税務署は疑義があることを前提として受け取るということではないと思うので、疑義があるかどうかについても税務署側で確認するのは難しいのではないかと思う。一方、自治体は、日常的にあそこの空き家は最近人がいるなどの実態を把握し得ると思うので疑義の判断ができると思う。

(高橋構成員) それは、税務署が疑義の対象になっていると市町村に通知すればいいだけではないか。作業は税務署でやってもらう、我々の願いはそれだけの話。それでは駄目か。

(国土交通省) ここでできるかどうかの結論を申し上げることはできないが、外形的な確認のみで空き家かどうかを判断するというのは運用というレベルではなく税の制度全体に関わる話だと思っている。繰り返しになるが、飽くまでも、本特例の対象は、居住の用や事業の用に供していないものであって、簡易な確認方法として、

外形的な情報も判断材料として使えることを許容しているということである。

(高橋構成員) 簡易な確認方法で確認できないということであれば、市町村に聞けばよく、それで実情が把握できていないものは通知して、減免の対象について意見があるか市町村に聞けばいいだけの話であり、制度として機能するのではないか。

(国土交通省) まず、国税庁が確認をした上で、更に市町村も確認するというツートラックにするという趣旨か。

(高橋構成員) 現状がツートラックになっている。市町村が確認した上で、国税庁が更に審査して自治体を確認したものを突き返すというシステムを、ワントラック化しようという話である。

(国土交通省) 自治体が確認したものを税務署が突き返している点については、ほかの要件で断られている可能性もある。税務署が税の要件自体の確認をしているということなのかどうかについては、我々も把握はしていない。

(松田企画官) 提案団体からはそのように聞いているが、事務折衝の場では本当に空き家かどうかの確認で突き返されたのかということまでは確認できないということだったので、もしかしたらほかの書面の問題だったかもしれないということで、事実関係をきっちり把握することができていない状態である。

(高橋構成員) 承知した。

(勢一部会長代理) 事実関係までは分からないということだったが、最終的に判断権があるのは自治体ではないということにはなるので、そうした確認書類を用意することについて、自治体側に法的な義務があるのかは併せて確認をする必要があるかと思っている。

先ほどの御説明では、これは法定受託事務ではなく自治事務であるということだったが、制度上、自治体は確認書を特例の適用要件になるため事実上出さざるを得ないことになっていると思う。事務を行わなければいけないような構造になっているという点では、事実上義務を課していることと変わらないと思うので、現行の空家特措法の9条1項に基づく調査が可能であるという理由で自治事務としてやるべきであるということは、分権の発想でいえば成立しないと思う。追加共同提案団体からもそのような指摘も出ているが、どのように解釈しているのか。

(国土交通省) 我々は、空家法の中で市町村が空き家の把握等をする努力義務があるということや、資料の27ページにもお示ししているとおり、本制度の創設時に総務省や国税庁とも相談の上、更に地方三団体にも御説明をしているということを踏まえて整理している。説明したから自治事務だというわけではないが、なるべく御理解をいただきながらやろうということでこの税制を作っており、我々としては自治事務として整理をしているとしかお答えができない。

(大橋部会長) 自治事務と整理をされたとして、その自治事務について国がどれくらいのことをお願いできるか、義務付けるかというときに、もしこれが義務ということであれば、法律や政令で義務の内容をきちんと書く必要がある。他方で、特措法の9条1項は、自治体が調査をできるという権限規定であり、自治体にとっての義務の趣旨は入っていないし、4条1項の努力義務についても、厳密に言ったら義務ではないお願いベースのようなものである。これらを踏まえると、自治事務と整理した後の、自治体に行っていただく事務のメカニズムについての規定は、根拠が明確でない部分があると思われるため、税務署に引き取ってもらうことも可能だと考える。

この事務を義務付けして、市町村に続けてもらいたいという趣旨ではなく、むしろ、実態に合わせて、税務署が事務を実施することの整理ができないかと考えている。この点についても、御検討いただければと思う。

## <通番10-2：租税特別措置に関する市町村事務の見直し（住宅用家屋証明事務の廃止）（法務省、国土交通省）>

(大橋部会長) 住宅用家屋証明の審査は、形式的審査にとどまらず実質的な審査を含むものであるため、法務省の提出資料にあるように法務局で証明事務を行うことは困難であるという御回答であった。他方で、現在行わ

れている住宅用家屋の証明事務は、令和6年7月1日の国土交通省住宅局長通知の中で「証明の申請に対する審査は、申請者より提出された書類等により行うものとする」という形で記載があり、実態としては提出された住民票等と登記の関係の書類をもとに審査が行われている。

書面審査項目は登記事項証明書や住民票等により審査しているのであれば、法務局で住宅用家屋証明事務を行うことができるのではないかとというのが提案のベースにある。

(法務省) 登記の審査に必要な書類と住宅用家屋証明の審査に必要な書類は、重複している部分もあれば異なる部分もある。住宅用家屋証明は、飽くまでも登録免許税の軽減を受けようとする方に証明書を交付していただき、それを登記の際に軽減を受けたい方が提出していただく書類のため、そもそもの趣旨・目的が異なるものであり、法務局で確認するというのは困難である。

(大橋部会長) 書面審査でできているという考えだが、書面審査ではないものは具体的には何か。

(法務省) 制度を所管している国土交通省からは、証明に当たっては検査済証や確認済証、登記事項証明書等の提出書類に基づいて、自己居住用の住宅であるかどうか、区分建物では耐火性があるかどうか、建築年月日が新築されて1年以内であるかどうか、建築後使用されたことのない建物であるかどうか、家屋の床面積が50平米以上であるかどうかなどの要件を確認していただいていると聞いている。確認事項の中には住民票を提出することができない、すなわち入居が登記の後になる場合における自己居住要件、店舗併用住宅などにおける床面積要件、現行の耐震基準に適合しているか、特に所有権の移転登記の場合、定性的な記載や図面に基づいて判断することが必要であると聞いており、これは形式的な審査ではない。

(大橋部会長) 書面審査項目を確認してみたが、法務局で所有されている情報と申請者が申請の際に提出するような書類を並べて見てみると、カバーできているのではないかとという認識である。書面審査がベースになるとすると、住宅用家屋証明において市区町村が介在する理由がないのではないかとという印象を持っている。

(法務省) この制度自体は国土交通省の所管であるため、法務省からは十分に回答できない。登録免許税の軽減措置の問題であるため、何をもちて審査すべきか、ということはまずは国土交通省に考えていただくということになると思う。

その上で、申し上げたように、決して全ての書類が重複しているわけではない。特に本人が居住しているかどうかについて、建物の登記をする際に実際に住民票を移している場合と移していない場合があり、そういったことも含め実際に何を法務局で見なくてはいけないのか、この制度としてどうお考えになるのかを検討していただく必要がある。

(大橋部会長) 国土交通省が資料36ページで示している改正後の手続の流れについて、これはなるべく申請者の来庁や手続が減るように工夫された図だと理解しているが、例えば住宅用家屋証明書の申請や市区町村による住宅用家屋証明書の発行の部分をオンラインでできるようにするということはお考えか。

(国土交通省) 資料36ページの右側の改正後の住宅用家屋証明の申請・発行についてのオンライン化については、各自治体においてこういった証明書の手続をある程度簡素化している部分もあるが、そこについては一律で何かこうすべしという通知は発出していない。自治体の工夫によって、例えば、住民票や納税証明書のようにオンラインあるいはコンビニで取得できるようにしているところもあるため、事例がもしあれば、横展開するなりしてフォローしていきたい。

(大橋部会長) 資料36ページの図でいうと、我々から最初にお願いしているのは、申請者から法務局への1本の線で申請が終わり、住宅用家屋証明の発行も法務局にお願いしたいというもの。それは先ほど申したように書面審査がベースになっているので、証明事務が法務局に一元化されることで、市区町村の窓口申請者が来庁したり、やり取りをしたりする必要がなくなり、一番シンプルな案である。それを踏まえて、資料36ページを

見ると、市区町村が登記情報連携システムを使って登記情報を確認することはオンラインでいいと思うが、住宅用家屋証明書の申請がオンラインで可能となり、交付については、申請者に証明完了のメールを送付し、市区町村から法務局へ証明書を送付する形になれば、申請者は紙や郵便を使うことなく、窓口にも行かずに住宅用家屋証明の手続きが可能となり、あとは法務局に出向くだけという形になる。

最初にお願ひした最もシンプルな案からするとセカンドベストの案にはなるが、第2次回答の延長線上にあり、実現可能性があるという理解でよろしいか。紙の郵送が残るため、代替案としてはまだ工夫の余地はあると思う。

(国土交通省) 住宅用家屋証明事務の廃止は難しいという中で、御提案いただいたとおり、登記情報連携システムといったシステムを活用して市区町村から法務局へ住宅用家屋証明書を送付するなどして来庁の負担の軽減を図ることができるのではないかと検討を進めてきた。

住宅用家屋証明書の申請及び交付の手続きをオンライン化することが可能かという点について、今、手元に網羅的な情報は無いが、申請書の押印を不要とするなど、自治体によっては様々な形で申請者の負担軽減を行っていると認識している。将来的に、来庁負担の軽減策として、例えば、マイナンバーの活用なども想定されるかもしれないが、もし既に先進的に行われている自治体があれば、こういった形で行うことが可能か、今後の検討の余地はあるかと思う。

(大橋部会長) 今回のこの提案を受けて、一番シンプルなのは法務局に一元化するというので、その場合の弊害が具体的にどこにあるのかは、先ほど法務省に確認させていただいたが、法務局に一元化することが難しい場合、市区町村が登記情報を確認して、申請者とオンラインで住宅用家屋証明書のやり取りができるということになれば、セカンドベスト的な仕組みができるのではないかとと思うので、オンライン化をお願いしたい。その上で、先ほどの質問に戻るが、令和6年7月1日の国土交通省住宅局長通知により住宅用家屋証明は書面審査であり、提案団体もそういう言い方をしている。そうだとすれば書類をチェックするだけなので法務局に住宅用家屋証明事務をお願いしてもいいのではないかとという形で議論をしてきたが、如何か。

(国土交通省) 書類による確認が一義的なところはある。ただ、そういった中で、先ほど法務省より御説明があったが、例えば店舗併用住宅については、居住用の家屋についての税負担軽減というところもあるので、図面を見て床面積要件を審査いただくなど、図面を見た上での解釈が必要になる。その点については、各市区町村で固定資産税の業務なども行っているため、そういった業務のノウハウなども活用し、図面を読み解くといったことが必要になる。

また、自己居住要件については、住民票を移していない場合、宅地建物取引業者の証明でも可能としているが、例えば住宅を購入したが発病されて引っ越しがすぐできず入居が登記より後になる、といった場合においては、診断書を添付いただくなどして別途事情を勘案して考えることもあるため、実質的な審査が必要になる。こういったところを市区町村をお願いしている。

(大橋部会長) この議論の出発点が、所有権の保存登記などの際に発生する登録免許税が国税であり、国税の問題について市区町村がどこまで付き合わされるのだろうかという問題がある。国の機関が第一に市区町村の事務負担を極力なくすのにはどうした方策があるのかという観点から考えていただきたい。市区町村がやっている仕事をどこかにたらい回しするという議論よりは、一番シンプルな解決策は住宅用家屋証明発行事務を法務局に一元化すること。それから先ほど申し上げた形であっても、郵送手続を残すのではなくて、オンラインでやるくらいのものでないと代替案にはならないという印象を持っている。

(国土交通省) 今日は住宅用家屋証明書のオンライン化ができるのかどうかという知見を持ち合わせておらず、オンライン化がどのようにできるのか、行政全体でもオンライン化が進んでいる中でもどこまでできるのかな

ど、デジタル庁などと相談しなくてはならないため、持ち帰らせていただきたい。しかし、市区町村が御提案の方法でやりたいのかどうか、また全部オンラインで済むかという、済まないものもあるのではないかという気はしている。例えばどこまでが住宅部分でどこまでが店舗部分かといった店舗併用住宅などの特殊な事情をオンラインで全部審査し切れるかどうかという議論は若干残ると思うが、今日は何も持ち合わせていないため、持ち帰って検討したい。

(法務省) オンライン化の部分について、法務省としては市区町村から電子署名をつけて住宅用家屋証明書を申請者に交付し、併せてオンライン登記の申請をしていただくという方法など、いろいろな方策があり得るのだろうと思っている。登記については、オンライン申請を推進しているため、国土交通省において住宅用家屋証明として何を証明していただくのかというところと併せて検討はしたいと思う。ただ、その場合も市区町村で証明書に電子署名をつけていただくシステムを準備いただく必要はあると思う。

また、市区町村が住宅用家屋証明書を法務局に渡し、申請者が別に登記申請をするとなると、その申請とその住宅用家屋証明書を紐づけないといけないということになる。登録免許税については住宅用家屋証明書があって初めて軽減された税額を納めていただくことになるので、登記申請と住宅用家屋証明書の紐づけにはシステムの検討が必要になると考えている。

ただ、オンラインでの登記の申請自体は法務省としても推進しているので、市区町村の御要望なども国土交通省と相談して、今後検討はできる部分はあると思う。

(大橋部会長) 今、国土交通省より住宅用家屋証明事務のオンライン化について、いろいろ検討してみたいというお話があった。2つの行政機関が連携する制度になっており、実際に活用できる仕組みもあると思うので、資料36ページのバージョンアップを含めて御検討いただきたい。

#### <通番 35: 都市計画法に基づく市街化区域の設定を土地利用の実情等に即して柔軟に設定可能とすること(国土交通省)>

(大橋部会長) 亀岡市と意見交換をしていただいた上で、手引の作成の検討とその後のまとめ方について発言をいただいた。こちらの提案に沿った形で作業を進めていただいたと受け止めている。御説明いただいたように、人口フレーム方式というのは分かりやすく定量的であるが、それを柔軟にとっても、その具体化は都市計画の専門家ばかりではない地方公共団体にとっては難しいところがある。その姿を示すことはとても重要であると考えているが、その方法としては、事例収集を図って研究会等を開催する、または、先進的な取り組みをしている自治体を幾つかピックアップし、話を伺ってから実務的にまとめる等、どのようにお考えか。

(国土交通省) 特に研究会のようなものを開くわけではなく、様々な事例を収集して、地元自治体と住民とがどのように意見交換をやってきたのか等も含め、自治体の職員が活用しやすい手引にしていこうと思っている。そのための事例収集を行っているところ。

(大橋部会長) 市街化区域の縁辺部に関わる土地利用を市街化調整区域にするのか、市街化区域のままにするのか等も含めて両方向いろいろ実情を見ながら調査していただきたい。この手引の公表については、自治体に配付したり、地区ブロック単位で説明会を開いたりすること等を検討しているのか。

(国土交通省) 都道府県に対しては都市計画担当課長を集めた会議の場で提供し、そこから市町村にも必ず渡るような形をこれまでも取っているので、今回も同様の流れで周知させていただきたい。

(大橋部会長) 単に事例を集めるだけでなく、事例とともに考え方・方針等を記載した手引を作成していただけると汎用性は高いのかと思う。例えば今日のお話を聞いていると、地区計画を活用すると、実際に具体の市街地像を確認してからその土地利用を全体的にコントロールでき、困ったときには非常に使い勝手が良いため、

それを条件にすることで酷いことにはならない、保障措置とすることができるということも考えられると思う。  
どこまでできるか分からないが、整理をしてから事例を記載していただきたい。

(国土交通省) おっしゃった趣旨、自治体が実際に活用していく上で非常に大事だと思うので、単に事例を紹介するだけでなく、どうしてこういうことができるのか等も含めて理解していただけるように工夫したい。

(大橋部会長) 合意形成の仕方、手続の工夫の部分も非常に大事だと思うので、そういうところもピックアップして出していただきたい。

(国土交通省) 承知した。

(大橋部会長) 先ほどスケジュールは示していただいたが、令和7年中に先行事例の収集をして、手引としてまとめるとのことだが、完成予定はいつか。

(国土交通省) 年度内を目途としている。

(大橋部会長) 年度内目途で、手引きが完成した時点で、都市計画課長を集めた会議の場で周知するというスケジュールでよいか。

(国土交通省) おっしゃるとおり。

(大橋部会長) そういうことも含めて事務局に具体的な方針をお示しいただきたい。

(国土交通省) 承知した。

## <通番2：各種経由事務の廃止（国土交通省）>

(大橋部会長) この案件は、今回からヒアリングの対象としたもの。経由事務の廃止に関する提案は、毎年のように地方からいただいているが、以前は、住民に近い地方公共団体を届出の窓口とすることで、住民への便宜を図っていたこともあったが、手続のオンライン化が推進される現在では、窓口の近さは関係がなく、むしろ経由をせずに直接届出を行う方が、事務手続も迅速化し、地方公共団体も経由に係る作業の負担から解放されるメリットがある。また、経由事務の廃止は閣議決定事項として積極的に検討すべきであり、本当に経由事務に意義や合理性があるかどうかについては、相当厳しい目で見なくてはならないと考えている。

今回の国土利用計画法に基づく土地取引の事後届出制度を見ると、経由する市区町村において、事後届出の内容に意見がある場合には、意見を付して都道府県へ進達する必要がある、市区町村の役割があるように見える。しかし、事後届出の審査項目については、かつては地価の高騰を未然に防止するため、取引価格に関する審査項目があったものの、現在は土地の利用目的について、都道府県が作成する土地利用基本計画との適合性を審査するのみであることを踏まえると、市区町村がその適合性を判断するために、事後届出を審査する必要はないのではないか。また、実際に市区町村が付している意見を確認したところ、土地の利用にあたって関連する法律の留意事項を述べているものが多く、国土利用計画法で求められている、都道府県が作成する計画との適合性に関する意見というものでもない。さらに、この事後届出制度では、都道府県は最終的に土地の利用目的の変更を促す勧告ができることとなっているが、近年では勧告の実績もない状況である。このようなことを踏まえると、本当に市区町村の経由が必要かは疑問であり、届出者がオンラインで直接都道府県に届出を行える方が良いのではないかと。

地方三団体の意見が異なる点については、事務局が地方三団体に確認したところ、届出者が都道府県へ直接届出する場合に、市区町村において届出情報が把握できなくなることを懸念するものであった。これまでの分権提案に係る経験から、情報共有の重要性は認識しており、今回の提案についても都道府県から市区町村へ適切に情報が共有される仕組みを検討していることを説明すると、懸念は解消されたと地方三団体から聞いている。

e-Govの活用については、一連の事務手続の中で、市区町村が意見を付す手続や都道府県が届出者へ勧告を行

う事務があることを踏まえると、現行のe-Govの仕様にはなじまないということであったが、市区町村が付している意見の多くが土地の利用にあたって関連する法律の留意事項であることや都道府県による勧告が実際に行われていないことから、まずは届出のオンライン化を行うことは妥当ではないかと考えるが、如何か。

(国土交通省) まず、事後届出制度については、おっしゃるとおり市区町村において意見を付すことが法律で定められている。意見については、都道府県が定める土地利用基本計画に適合しているかの観点で意見を付すことが求められていると発言いただいたが、実際には都道府県が定める計画以外にも、市区町村で定めているまちづくり計画といった市区町村の計画との適合性や、学校などの公共施設との整合性、地域の自然環境への影響などの観点から市区町村が意見を付すものとなっており、非常に重要な位置づけとなっている。都道府県では、市区町村の意見を尊重し、届出者へ勧告や助言を行っているため、市区町村へ情報共有するだけでなく、市区町村から意見をもらう現行の経由の仕組みが重要だと考えている。

(大橋部会長) 市区町村レベルで様々な条例などを作っており、土地の利用目的等に何か問題があれば、条例にしたがって、市区町村は届出者へ意見したり、行政指導を行ったりしている。わざわざこの法律の仕組みを利用して条例の実効性を担保する必要はないのではないか。この法律では、そこまでの審査は予定しておらず、法律の権限を越えているのではないか。

(国土交通省) 事後届出制度の活用状況については、都道府県から届出者への助言を行った件数が、令和5年度で833件、令和6年度で909件あり、助言の内容は、例えば各種制度等の手続に関するものなどがある。各種制度や計画等との関係について、この法律で横断的に見ることができるため、こういった助言などが行われており、この仕組みがなくなると支障があるのではないかとことを含め、慎重に検討する必要がある。

(高橋構成員) それは経由事務ではなくても、情報共有で済む話ではないか。e-Govについて、冒頭の説明では複数の階層を設定した上で活用することが難しいと話をされていたが、階層を一つにすればe-Govの利用が可能となる。それならば、経由事務を廃止し、都道府県が直接e-Govを利用して届出を受けられるようにすることが適切だと思うが、如何か。

(国土交通省) 現在のe-Govについては、届出者と届出受理者の1対1でしか活用できず、届出情報を届出受理者以外の団体に共有できるシステムとはなっていないと聞いている。

(高橋構成員) 都道府県から市区町村に情報を送れば良いだけあり、システム的に可能ではないか。

(国土交通省) 既にe-Govではなく、都道府県で独自のシステムを整備して活用しているところもある。

(高橋構成員) まず全国的なシステムを整備した上で、独自のシステムを整備している都道府県には、システム改修等のタイミングで順次全国的なシステムへ移行してもらえればよい。独自のシステムを整備している都道府県があることは、国が全国的なシステム整備を行わない理由にはならない。

(国土交通省) 既に都道府県のシステムがある中で、別途国の統一的なシステムを必要とするかについては、市区町村や都道府県の実情やe-Govの実情も踏まえて検討しなければならないと思っている。

(高橋構成員) では検討していただきたい。

(大橋部会長) 経由事務を廃止する際の情報共有という点については、いろいろなやり方があると思うので、事務局とも相談しながら検討をしていただきたい。経由事務の廃止は、閣議決定された方向性であることを踏まえると、御説明内容では、経由を維持する理由としては乏しいという印象である。

(国土交通省) 情報共有を行う必要性や重要性については、私どもも強く認識しているところであるが、市区町村の経由を行わず、届出者が直接都道府県へ届出をすることとした場合には、都道府県から市区町村へ意見照会を行う必要があり、都道府県は届出を受理した後、届出情報を一度市区町村に共有して、市区町村の意見を確認するという流れになる。この流れが都道府県や市区町村にとって効率的であるのか、それぞれの意見を踏

まえて考えていかなければならない。

(高橋構成員) 意見照会は、意見がなければ対応する必要がないので、経由事務に比べたらはるかに手間が軽減されるのではないかと。

(国土交通省) そのようなご意見もあろうかと思うが、都道府県と市区町村の意見を踏まえて検討していく必要があると考えている。

(大橋部会長) この法律で求められている意見は、土地の利用目的と都道府県が定める計画との適合性についての意見である。提案団体からはこのような意見をするのはほとんどないと聞いており、市区町村からの意見の重要性を理由として、経由を維持することは難しいのではないかと。ほかの先生方は如何か。

(高橋構成員) 地方三団体の意見については、事務局が確認したところ、適切な情報共有が図られれば、経由廃止として問題なく、積極的に進めてくださいという内容であった。地方三団体も合意していることを前提として検討を進めてもらいたい。また、冒頭で説明があった事務処理特例により、事後届出に関する事務が都道府県から市区町村へ権限移譲されているということについては、勧告や助言等の権限がない経由事務として事務を行うくらいであれば、勧告や助言等を行える自らの事務として実施した方が良いと判断する市区町村があるからだと思う。経由事務が廃止されれば、都道府県へ事務を返還するのではないかとと思うので、そのあたりの実情も踏まえて検討していただきたい。

#### <通番 24：特別支援学校への就学奨励に関する法律における未成年者の保護者要件の見直し（文部科学省）>

(大橋部会長) 特別支援学校への就学奨励に関する法律の第 1 条に「児童生徒に必要な支援を行って教育の普及奨励を図る」とあるのは、第一の受益者であるこどもの利益を第一義に考える仕組みということでないのか。この目的に照らして考えると、今回の提案にあるように、実態的に経済的負担を担っている人は当然に支援の対象に入ると思うが、如何か。

(文部科学省) 御指摘のとおり児童生徒がきちんと就学できるということが利益と思うが、そもそも法律は児童生徒の就学の責任を負う方の経済的な負担に対して支弁することを都道府県に義務付けており、この観点から対象者に義務を負っている保護者を第一に据えていることについて、一定の合理性はあるものとする。

(大橋部会長) 義務を負っている保護者を第一に押さえるのは何も問題がないが、そこで押さえられない人がいる。実際に、提案団体を見ると、非常に広い団体から問題があるとの指摘がある。

例えば、児童の父親が勾留されていて祖父が一時的に扶養しているというケースで、祖父と父親が容易にやり取りできない場合には申請に時間を要するというような事例が示されている。対象になるこどもがもらうべき支援をもらえないというのは、不合理な仕組みに思う。

補完するような措置を当然取るべきでないかと思うが、如何か。

(文部科学省) 第 1 次回答のとおり、親権者が欠けている場合は速やかに親権者を確定していただくのが第一と思っている。

勾留されている事案については、やり取りが可能ということであれば申請等はしていただけたと思う。

どの時点で親権者が欠ける、あるいは意思疎通が取れないという事態が生じたのかによると思うが、私どもの執行の実務の中のタイミングの取り方など、運用上で解決できる部分もあると思っている。

(大橋部会長) 本当に実務で対応できるのか疑問がある。

例えば、未成年後見人を選定するということが選択肢に上がっているが、1 学期単位でももらえるような就学奨励費について、未成年後見人の選任申立てから完了までは何か月とかかるため、未成年後見人を選任してから就学奨励費の手続きをするのは非現実的である。その間、児童生徒はサービスを受けられないこととなる。

また、未成年後見人に選定されると、それに伴い義務が課されるが、就学奨励費の申請のために未成年後見人を選定するというのは重過ぎる気がする。

他の法律を見ると、現実には監護している者を保護者に含めている法律もある。運用の対応ではなく、子ども・子育て支援法や児童福祉法のように、親権というところにこだわらず、現実には監護している者が支援の対象者となるよう法改正をするのが早いのではないか。

(文部科学省) 繰り返しになるが、もともと就学義務をきちんと履行していただくということに端を発した法律であることは重い事実と受け止めている。現状に照らすと、就学支援というところが大きいのは事実だと思うが、それをもって保護者という要件自体を外してしまうとした場合、都道府県に対する義務付けが適切と言えるかどうか慎重に検討すべきと考えている。

(大橋部会長) 沿革は沿革として、実際に1クラスの児童生徒の中で、親権者が申請して支援を受けられる子と、自治体から寄せられているような状況にあり支援を受けられない子で不均衡が生じている。法律改正をして保護者の範囲を変えれば問題が解消できるのに、この格差があっても問題ないという受け止めなのか。

(文部科学省) 格差という事実がどの程度生じているのか。就学年齢に達すればその当時の親権者が手続きをされると思うので、就学後に途中で親権者が欠ける事案が多いという印象を持っている。まずは、都道府県の方に実態を教えてくださいるところから始めたい。

(高橋構成員) 2次ヒアリングにおいて議論するなかで、まず実態把握をしようという御回答は納得できない。提案を受けてからこの問題を本気で御検討いただいたのか。

(文部科学省) こういった問題が生じているということが執行の現場に届いてきていない。支援をもらえていない子が実際にいるのか、実際には運用上で各自治体で適切に対応いただいているのではないかと考えている。

(高橋構成員) 認定要件が決まっている中で、適切に対応するもないと思う。市町村の独自予算で出しているというお話をされるのか。

(文部科学省) 親権者が欠けている期間がどれくらいということもあると思う。

(大橋部会長) これだけの提案団体が出ているということは、全国あまねく支障がある。保護者の範囲を親権者と限定したら、支援の受けられない人が出てくるというのは想像に易い。

実態把握をして支障の数が少なかったから対応しなくてよいことにはならない。調査に時間をかけるべきではなく、現行規定の下で支援から漏れる例があることがわかったら法律改正をすべきと思う。

(高橋構成員) あまりにも対応が遅いので、実態把握をしていただいた上で、もう一回3次ヒアリングでお聞きしたいと思うが、よろしいか。

(文部科学省) 実態把握はしっかりやらせていただきたいと思います。調査のやり方については分権部局に御相談させていただく。

(高橋構成員) もう一点、第一義的に保護者の義務の執行を確保するというのは当然と思うが、法律が本来想定していなかった空白をどうするかという話である。義務の執行の確保が第一と言われてもしょうがないので、そこはよくお考えいただきたい。

(大橋部会長) 本件は3次ヒアリング案件ということでもう一回ヒアリングをさせていただく。実態把握をして、要件の見直しが必要であれば一括法案という形で法令改正も可能なので、是非御検討いただきたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)